

神崎市定住促進住宅取得補助金交付要綱

平成27年3月19日

要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、神崎市内への定住を促進し、地域の活性化を図るため、神崎市内に住宅を取得する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、神崎市補助金交付規則（平成18年神崎市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 神崎市の住民基本台帳に登録され、かつ、その生活基盤を専ら神崎市内に置き、自ら所有する住宅に神崎市の市民として10年以上居住することをいう。
- (2) 定住促進地域 脊振町及び千代田町東部地区の全域をいう。
- (3) 住宅 神崎市内において専ら人の居住の用に供し、居住部分の床面積が50m²以上の一戸建て住宅をいう。ただし、併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上、かつ居住部分の床面積が50m²以上であることとする。
- (4) 新築住宅 前号に規定する住宅のうち、新たに建築した住宅をいう。
- (5) 建替住宅 第3号に規定する住宅のうち、現に居住している住宅を取り壊し、新たに建築した住宅をいう。
- (6) 建売住宅 第3号に規定する住宅のうち、販売を目的として新たに建築された住宅をいう。
- (7) 中古住宅 第3号に規定する住宅のうち、住居として使用されていた住宅をいう。
- (8) 住宅取得 第4号、第5号、第6号又は第7号に規定する住宅を取得することをいう。
- (9) 新規移住者 補助金の交付申請時において、引き続き1年以上市外に居住していた者で、市外から神崎市に移住する者をいう。
- (10) 市内在住者 前号に該当しない者をいう。
- (11) 同居 同一の住宅に住民登録し、同一の世帯であることをいう。
- (12) 近居 親世帯及び子世帯がそれぞれ居住する市内の住宅が同一小学校区内にあることをいう。

(13) 三世帯世帯 親、子、孫等を基本とする18歳未満(当該年度4月1日時点の年齢)の子どもを含む三世帯以上の直系親族で構成されている世帯のことをいう。

(14) 新婚世帯 親、子世帯を基本とする直系親族で構成されている世帯で、交付申請日において、婚姻後1年以内の子世帯夫婦がいる世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、神埼市内に定住することを目的として、住宅取得を行う者で取得に係る経費が200万円以上(用地取得費及び入居前に行う改修工事費を除く。)のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。

(1) この要綱の施行日以前に締結した工事請負契約、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認申請及び建築工事届により住宅を新築又は建替する者、若しくはこの要綱の施行日以前に締結した売買契約により建売住宅又は中古住宅を購入する者

(2) 住宅の建設に関し、移転補償を受ける者

(3) 市税等の滞納者又は暴力団員

(4) 3親等以内の親族から住宅を取得した者

(5) この要綱の規定による補助金の交付を受けている者

(6) その他市長が適当ではないと認めた者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象者	種類	名称	補助金額
新規移住者	定額	住宅取得補助金	10万円
	加算	新規移住者補助金 (あわせて神埼市観光協会で使用可能な2万円分の買い物券を支給)	8万円
		定住促進地域移住補助金	50万円
		市内業者施工補助金	5万円
		子育て者補助金(子ども1人乳幼児あたり)	15万円
		小・中学生	10万円
		高校生	5万円

市内在住者		三世代世帯同居・近居補助金	50万円
		新婚世帯同居・近居補助金	50万円
	定額	住宅取得補助金	10万円
	加算	定住促進地域移住補助金	50万円
		市内業者施工補助金	5万円
		子育て者補助金（子ども1人あたり）	
		乳幼児	15万円
		小・中学生	10万円
		高校生	5万円
		三世代世帯同居・近居補助金	50万円
		新婚世帯同居・近居補助金	50万円

2 前項の市内業者施工補助金は、市内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業者（以下「市内業者」という。）に50万円以上の元請若しくは一部下請又は工事の一部を施工することが確認できる場合のみ適用するものとする。

3 公共下水道整備計画区域で都市計画法第63条第1項の事業拡大区域（以下、「公共下水道認可区域」という。）において、市長が補助対象者の入居予定日までに公共下水道への繋ぎこみが見込めないと判断した区域で、補助対象者が自らの負担で浄化槽を設置する場合は、第1項の補助金の額に、次の表に定める額を限度として加算する。ただし、設置した浄化槽は、補助対象者自らが管理を行い、公共下水道への繋ぎこみ後の撤去又は処分に係る費用については、補助対象者の負担とする。なお、補助対象者は、公共下水道の供用開始告示後、速やかに公共下水道への繋ぎこみを行う義務を負うものとする。

浄化槽人槽区分	限度額
5人槽	332千円
6～7人槽	414千円
8人槽以上	548千円

4 第1項の三世代世帯同居・近居補助金及び新婚世帯同居・近居補助金については、住宅取得に伴う登記の日又は住民票を異動した日が平成31年4月1日以降である場合に適用する。

（補助金の交付申請）

第5条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅取得に伴う登記の日又は住民票を異動した日から1年以内に定住促進住宅取得補助金交付申請

書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税等の納入状況及び住民登録状況等確認同意書（様式第 2 号）
- (2) 新規移住者にあつては、転入前の市町村の市町村税及び国民健康保険税（料）等の納税、納入が確認できる書類
- (3) 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図（ただし、中古住宅を購入する場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。この場合においては、課税状況等確認同意書（様式第 2 号の 2）を添付する。）
- (4) 定住誓約書（様式第 3 号）
- (5) 工事請負契約書の写し（住宅を新築若しくは建替又は建売住宅を購入する場合）
- (6) 売買契約書の写し（中古住宅を購入する場合）
- (7) 建物の登記事項証明書の写し、建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証の写し（住宅を新築若しくは建替又は建売住宅を購入する場合）
- (8) 代表申請者選任届（共有住宅の場合：様式第 4 号）
- (9) 世帯員調査票（様式第 4 号の 2）
- (10) 三世帯同居・近居又は新婚世帯同居・近居の場合は、対象世帯員の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前条第 3 項の規定により補助金の加算を申請する場合は、前項の書類に併せて、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し
- (2) 登録浄化槽管理表（C表）、浄化槽登録証の写し及び登録認定シート
- (3) 小型合併処理浄化槽機能保証登録証
- (4) 設置場所の案内図、浄化槽設置配置図、住宅の平面図
- (5) 浄化槽設置工事請負契約書の写し（住宅取得契約と別に契約する場合）
- (6) 浄化槽設備士の免状の写し
- (7) 浄化槽設置者講習会受講済証の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査のうえ、適当であると認めたときは、補助金の交付決定及びその額を確定し、定住促進住宅取得補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知があった日から30日以内に定住促進住宅取得補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、交付決定者にその全部又は一部の返還を命じることができるものとする。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱等に違反していることが認められたとき。

(3) 交付決定者が補助金の交付日から起算して10年未満で市外に転出し、若しくは市内に転居したとき、又はその住宅を譲渡し、若しくは貸し付けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、定住促進住宅取得補助金交付取消通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知を受けた者（同一世帯者を含む。）から、再度、補助金の交付申請があったときは、その申請を受理しないことができるものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命じるときは、定住促進住宅取得補助金返還命令書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

5 第1項の規定により補助金の返還を命じる金額は、同項第1号又は第2号に該当する場合は全額を、第3号に該当する場合は交付決定後の年数に応じ、次のとおりとする。

(1) 1年以内のときは、補助金の全額とする。

(2) 1年を超え2年以内のときは、補助金の10分の9の額とする。

(3) 2年を超え3年以内のときは、補助金の10分の8の額とする。

(4) 3年を超え4年以内のときは、補助金の10分の7の額とする。

(5) 4年を超え5年以内のときは、補助金の10分の6の額とする。

- (6) 5年を超え6年以内のときは、補助金の10分の5の額とする。
- (7) 6年を超え7年以内のときは、補助金の10分の4の額とする。
- (8) 7年を超え8年以内のときは、補助金の10分の3の額とする。
- (9) 8年を超え9年以内のときは、補助金の10分の2の額とする。
- (10) 9年を超え10年未満のときは、補助金の10分の1の額とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。